

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

○令和三年度東京都補正予算の公表……………一  
……………(財務局主計部財政課)……………

○東京都宝くじの発売 (七件)……………二  
……………(財務局主計部公債課)……………

○宅地建物取引業法第六十七条による告示……………五  
……………(住宅政策本部住宅企画部不動産課)……………

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………五  
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………

規程 (交)

○東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程……………六

告示 (交)

○昭和五十四年交通局告示第十一号 (東京都乗合自動車車の運行系統の名称及び区間) の一部改正……………六

公告

○土地区画整理組合の理事の就任……………七

……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………

○障害者就業・生活支援センターの変更……………七

……………(産業労働局雇用就業部就業推進課)……………

雑報

○全国自治宝くじの発売 (八件)……………八  
……………(全国自治宝くじ事務協議会)……………

正誤

○令和三年七月三十日付東京都告示第九百九十号……………三

告示

●東京都告示第千六百六十九号

令和三年九月九日地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第百七十九条第一項の規定により専決処分した令和三年度東京都一般会計補正予算を次のとおり公表する。  
令和三年九月二十二日

東京都知事 小池百合子

令和3年度東京都一般会計補正予算

専決

予算総則

令和3年度東京都一般会計の補正予算 (第13号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ217,132,920千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,444,442,558千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	国庫支出金	2,862,825,036	214,976,590	3,077,801,626
	02 国庫補助金	2,629,236,446	214,976,590	2,844,213,036
11	繰入金	1,145,762,687	2,156,330	1,147,919,017
	03 基金繰入金	1,134,030,763	2,156,330	1,136,187,093
歳 入 合 計		10,227,309,638	217,132,920	10,444,442,558

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
09	産業労働費	2,820,665,150	217,132,920	3,037,798,070
	02 産業労働管理費	2,191,346,970	217,132,920	2,408,479,890
歳 出 合 計		10,227,309,638	217,132,920	10,444,442,558

●東京都告示第千七百七十号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和三年九月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千五百十六回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

三 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

四 発売の数及び総額 三百万枚 六億円

五 証券金額 一枚二百円

六 証券型式 開封式

七 発売期間 令和三年十月二十三日から同年十一月十六日まで

八 抽せん期日 令和三年十一月十九日

九 当せん金支払開始 令和三年十一月二十四日

十 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 三千万円 一本

一等の前後賞 千万円 二本

一等の組違い賞 十万円 二十九本

二等 百万円 三十本

三等 一万円 六千本

四等 千円 三万本

五等 二百円 三十万本

実りの秋賞 三万円 千二百本

計 三十三万七千二百六十二本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若

しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千七百七十一号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和三年九月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千五百十七回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 五十万枚 一億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 令和三年十月二十三日から同年十一月二十三日まで

七 当せん金支払開始 令和三年十月二十三日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金	当せん本数
一等	五十万円	十本
二等	十万円	百本
三等	一万円	千七百五十本
四等	千円	五万本
五等	二百円	五万本
計		五万六千八百六十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千七百七十二号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和三年九月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千五百十八回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円

四 証票金額 一枚百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 令和三年十月二十七日から同年十一月二十三日まで

七 抽せん期日 令和三年十一月二十六日

八 当せん金支払開始 令和三年十二月一日

九 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金	当せん本数
一等	千五百万円	一本
一等の前後賞	二百五十万円	二本
一等の組違い賞	十万円	十九本
二等	三十万円	二十本
三等	三万円	二百本

四等

五等

六等

計

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千七百七十三号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和三年九月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 第二千五百十九回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円

四 証票金額 一枚百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 令和三年十一月二十四日から同年十二月十四日まで

七 抽せん期日 令和三年十二月十七日

八 当せん金支払開始 令和三年十二月二十二日

九 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金	当せん本数
一等	千万円	一本

一等の前後賞	二百五十万円	二本
一等の組違い賞	十万円	十九本
二等	三十万円	二十本
三等	三万円	四百本
四等	五千円	二千本
五等	千円	二万本
六等	百円	二十万本
計	二十二万二千四百四十二本	

十 注意事項  
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千七百七十四号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和三年九月二十二日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 名称 第二千五百二十回東京都宝くじ
  - 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
  - 三 発売の数及び総額 二百万枚 四億円
  - 四 証券金額 一枚二百円
  - 五 証券型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
  - 六 発売期間 令和三年十二月一日から令和四年一月二十五日まで

七 当せん金支払開始 令和三年十二月一日	期日	
八 当せん金の額及び当せんの数	等級	当せん金 当せん本数
一等		百万円 二十本
二等		十万円 四百本
三等		一万円 七千本
四等		千円 二万本
五等		二百円 二十万本
計		二十二万七千四百二十本

九 注意事項  
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千七百七十五号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和三年九月二十二日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 名称 第二千五百二十一回東京都宝くじ
  - 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
  - 三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円
  - 四 証券金額 一枚二百円
  - 五 証券型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 令和三年十二月八日から令和四年一月四日まで		
七 当せん金支払開始 令和三年十二月八日	期日	
八 当せん金の額及び当せんの数	等級	当せん金 当せん本数
一等		三百万円 十五本
二等		五万円 三十本
三等		一万円 三百本
四等		千円 三千本
五等		二百円 四十五万本
計		四十五万三千三百四十五本

九 注意事項  
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千七百七十六号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和三年九月二十二日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 名称 第二千五百二十二回東京都宝くじ
  - 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
  - 三 発売の数及び総額 七百万枚 十四億円
  - 四 証券金額 一枚二百円
  - 五 証券型式 開封式

六 発売期間 令和三年十二月二十五日から令和四年一月十八日まで

七 抽せん期日 令和四年一月二十一日

八 当せん金支払開始期日 令和四年一月二十六日

九 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 一億五千万円 一本

一等の前後賞 二千五百万円 二本

一等の組違い賞 十万円 六十九本

二等 百万円 百四十本

三等 三千万円 一万四千本

四等 千円 七万本

五等 二百円 七十万本

お年玉賞 三万円 七百万本

計 七十八万四千九百十二本

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千七百七十七号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引

業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和三年九月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 商号 株式会社ステア

二 代表者氏名 代表取締役 曾我部 速人

三 主たる事務所の所在地 練馬区豊玉上二丁目二十七番一号

四 免許証番号 東京都知事(4)第八三五八〇号

五 免許年月日 令和元年九月十七日

●東京都告示第千七百七十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

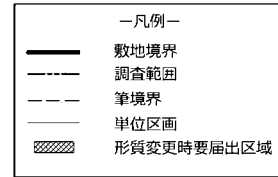
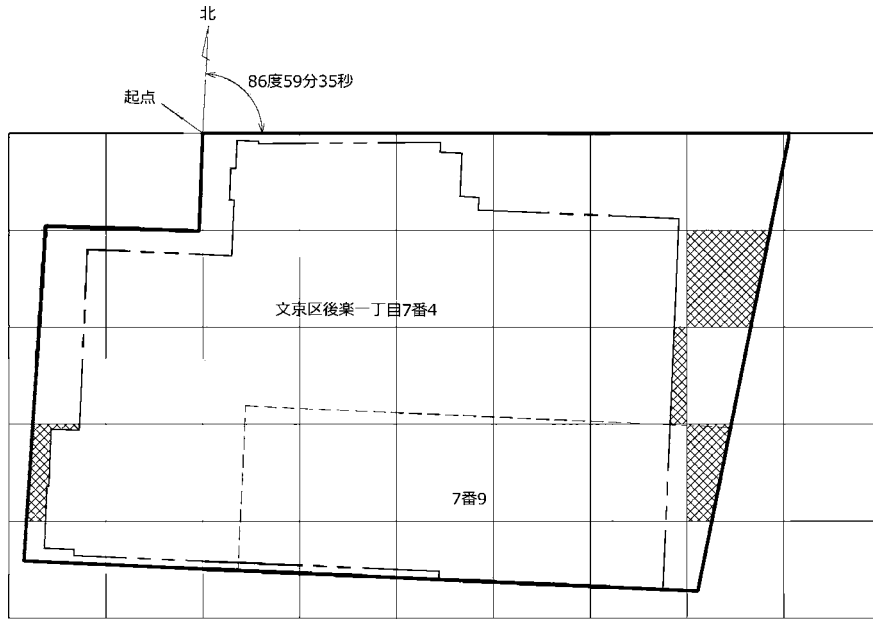
令和三年九月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（文京区後楽一丁目地内）

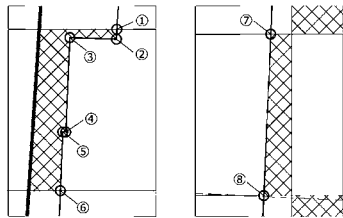
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



—起点—  
起点は、文京区後楽一丁目7番4の最北端とする。

—格子の回転角度(86度59分35秒)—  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



	X座標	Y座標
①	-12732.4819	-30000.0000
②	-12758.6079	-30610.0078
③	-15645.4912	-30515.6309
④	-15896.2533	-36370.4960
⑤	-16084.0964	-36362.8622
⑥	-16231.9603	-40000.0000
⑦	48691.2839	-20000.0000
⑧	48257.7694	-30000.0000

※座標値は、文京区後楽一丁目7番4の最北端を(X, Y) = (0, 0)とし、東西方向をX、南北方向をYとした任意座標である。

規程(交)

●交通局規程第四十三号

東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年九月二十二日

東京都交通局長 内藤 淳

改正する規程  
東京都交通局自動車営業所処務規程の一部を

改正する規程  
東京都交通局自動車営業所処務規程(昭和二十七年交通局規程第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表東京都交通局有明自動車営業所の項中「及び波第一号系統」を「、波第一号系統及び四季第四十八号系統」に改める。

附則

この規程は、令和三年九月二十九日から施行する。

告示(交)

●交通局告示第六号

昭和五十四年交通局告示第十一号(東京都乗合自動車の運行系統の名称及び区間)の一部を次のように改正し、令和三年九月二十九日から実施する。

令和三年九月二十二日

東京都交通局長 内藤 淳

表中

練第六十八号系統	練馬	目白	練馬	往五・四
駅	練馬	駅前	総合病院	三〇
			復五・六	

練第六十八号系統	練馬	目白	練馬	入口
四季第四十八号系	有明	東京	総合	五〇
統	ガール	駅丸	病院	
	デン	の南	入口	
			復五・六	
			五〇	
			往六・三	
			六〇	

に

公 告

改める。

土地区画整理組合の理事の就任について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九  
 九条第一項の規定により南山東部土地区画整理組合理事長  
 森俊勇から次に掲げる者が令和三年六月二十五日付けで理  
 事に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定に  
 より公告する。

令和三年九月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

氏名 住 所

- 石田 洋一 稲城市東長沼千七百二番地の七
- 城所 貞夫 同 市矢野口二千二百七十五番地
- 坂本 光市 同 所二千四百十番地
- 笹久保 榮 同 所二千三百九十六番地
- 笹久保 榮 同 所二千二百十一番地
- 篠崎 益朗 同 市東長沼五百九十四番地
- 進藤 鋭 同 所千九百四十番地

- 高橋 昌司 同 市矢野口八百六十五番地
- 長坂 賢克 同 所千二百番地
- 村山 壯雄 同 市東長沼千七百七番地の四
- 森 正平 同 所二千二百二十五番地の六
- 森 俊勇 同 所千九百八十六番地

障害者就業・生活支援センターの変更について

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律  
 第百二十三号)第二十七条第三項の規定により、障害者就  
 業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出があ  
 ったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和三年九月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称及び住所 特定非営利活動法人青少年自立援助  
 センター  
 福生市大字福生字武蔵野二三五一番  
 地一
- 二 事務所の所在地 福生市本町五十三番地 健之会ビル  
 四階
- 三 変更年月日 令和三年八月三十日

雑 報

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百三号  
 当せん金付証券を次のとおり発売する。  
 令和三年九月二十二日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
 全国自治宝くじ事務協議会  
 会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百二回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百五十万枚 十三億五千万円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、 一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和三年十月二十三日から同年十一月二十三日まで
七	当せん金支払開始期日	令和三年十月二十三日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等		千万円 九本
二等		三千万円 九十本
三等		三千万円 九百本
四等		三千万円 九千本
五等		千円 十八万本
六等		三百円 九十万本
計		百八万九千九百九十九本

九 注意事項  
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百四号  
 当せん金付証券を次のとおり発売する。  
 令和三年九月二十二日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
 全国自治宝くじ事務協議会  
 会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百三回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	八百万枚 十六億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和三年十月二十七日から同年十一月二十三日まで
七	当せん金支払開始期日	令和三年十月二十七日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等		三百万円 八本
二等		五万円 三百二十本
三等		一万円 八千本
四等		千円 十六万本
五等		二百円 二百四十万本
計		二百五十六万八千三百二十八本

九 注意事項  
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証券は、転売できない。



全国自治宝くじ事務協議会告示第四百五号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和三年九月二十二日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百四回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	三百五十万枚 三億五千万円
四	証券金額	一枚百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を割り取ることにより、 一等から三等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和三年十月二十七日から同年十一月二十三日まで
七	当せん金支払開始期日	令和三年十月二十七日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等		五万円 四百二十本
二等		五百円 一万四千本
三等		百円 百四十万本
計		百四十一万四千四百二十本

九 注意事項  
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百六号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和三年九月二十二日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百五回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四億四千万枚 千三百二十億円 (六十億円を一単位(一ユニット)として二十二単位 (二十二ユニット)。ただし、発売状況により、原則 発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット 単位で増額する場合がある。)
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	令和三年十一月二十四日から同年十二月二十四日まで
七	抽せん期日	令和三年十二月三十一日
八	当せん金支払開始期日	令和四年一月七日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等		七億円 一本
一等の前後賞		一億五千万円 二本
一等の組違い賞		十万円 百九十九本
二等		十万円 四本
三等		千万円 四十本
四等		百万円 二千本
五等		五万円 六万本
六等		三万円 二十万本
七等		三百円 二百万本
計		二百二十六万二千二百四十六本

備考

一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。  
当せん本数は、発売額六十億円に対するものである。

十 注意事項  
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百七号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和三年九月二十二日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第九百六回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 一億五千万枚 四百五十億円

(三十億円を一単位(一ユニット)として十五単位(十五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚三百円

四 証券金額 開封式

五 証券型式 令和三年十一月二十四日から同年十二月二十四日まで

六 発売期間 令和三年十二月三十一日

七 抽せん期日 令和四年一月七日

八 当せん金支払開始期日

九 当せん金の額及び当せんの数 当せん金

一等 級 当せん金 四本

二等 級 当せん金 八本

三等 級 当せん金 二千万円

四等 級 当せん金 五千万円

五等 級 当せん金 一千万円

計 百十六万二千十二本

備考

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百八号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和三年九月二十二日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第九百七回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 六百万枚 六億円

四 証券金額 一枚百円

五 証券型式 被封式(被封された指定部分を削り取るにより、一等から三等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 令和三年十二月二十五日から令和四年一月十一日まで

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せんの数 当せん金

一等 級 当せん金 二千万円

二等 級 当せん金 三千万円

三等 級 当せん金 五百円

計 百八十七万四千四百本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百九号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和三年九月二十二日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百八回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	九百万枚 十八億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を割り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和三年十二月二十五日から令和四年一月十八日まで
七	当せん金支払開始期日	令和三年十二月二十五日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	一等 五十万円 九十万本
二等		五十万円 三万六千本
三等		一万円 三万六千本
四等		千円 九万本
五等		二百円 九十万本
計		二百九十九万九千本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百十号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
令和三年九月二十二日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において  
全国自治宝くじ事務協議会  
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百九回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	六百万枚 十八億円
四	証券金額	一枚三百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を割り取ることにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和三年十二月二十五日から令和四年一月二十五日まで
七	当せん金支払開始期日	令和三年十二月二十五日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
等	級	一等 千万円 六本
二等		三十万円 百二十本
三等		三万円 千二百本
四等		千円 一万二千本
五等		三百円 三十万本
六等		三百円 百二十万本
計		百五十一万三千二百二十六本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

正 誤

○令和三年七月三十日付東京都告示第九百九十号

ページ一段一行一 誤 一 正

一四下 一三 令和五年七月三十一日 令和六年七月三十一日

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

